

第 69 号議案

豊後大野市水道事業給水条例の一部改正について

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

災害その他非常の場合において、早期に給水装置の復旧等を図るため、給水装置の工事を行うことができる者についての特例を定める等の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業給水条例（平成 17 年豊後大野市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「、指定給水装置工事事業者が」を削り、「場合は」の次に「、当該施行者は」を加える。

第 17 条第 3 項中「が、」を「は、」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。